東洋史研究
第五十五巻　第三號　平成八年十二月發行

殷周時代における死者の祭祀

林　巳奈夫

一　前　言
二　廟の遺蹟
三　祖先祭祀用の器はどこで使われたか

一　前　言

表題に「死者の祭祀」と記した。これは死者に對する祭祀の意味であると同時に、死者の行う祭祀の意味でもある。短く言えば死者の禮と言うことになろう。

中國では古く、やかましい社會慣行が廣く行われたといわれ、それが禮と呼ばれた。『說文解字』示部をみると

　禮とは神に祭祀をし、福をもたらすためのものである

と記される。(1) 神は日月星などの天上の神、山川などの地上の自然の神、祖先の靈を指し、福は長壽、富、安寧などの幸福である。引いて禮は元服、結婚等、人閒社會で行われる各種の行事の際の禮儀の意味でも使われる。儒教の經典の中にも

『周禮』、『儀禮』、『禮記』など、大部な書物が漢時代から殘っている。儒教の開祖の孔子は春秋後期の人であるから、それより後の時代に存在した材料が、その學派の人々の手でまとめられたものである。その時代の墓からは飲食用の器物が多數發見され、棺桶など埋葬用の道具類も少くない。その中には禮の古典の記述に出てくる名稱と同定しうる器物も多數である。今では考古發掘資料の充實もあって、この方面の研究も大分進んできている。

難かしいのは、それらの器物が實際にどういう禮に使われたかの問題である。同時代の名稱の知られる器物の多數發見されるのは、墓の副葬品としてである。土中に長く埋っていたのであるから、腐らないで殘る土器や青銅器など、當初埋められた品物の一部分に限られるのであるが、それらがどういう趣旨で死者と一緒に埋められたのか、そういうことは禮の古典のどこかにちゃんと書いてありそうなものだ、などと考えるのは心得違いである。禮の古典に書いてあることは極めてお座なりのことだけである。『禮記』檀弓、上に

仲憲が曾子に向って、「夏后氏は明器を用いた。人民に、死者に知覺することがないことを示したのである。殷代の人は祭器を用いた。人民に、死者にも知覺することがあることを示したのである。周代の人は、明器と祭器とを併用した。人民に、死者には知覺があるのかないのか疑わしいことを示したのである」と言った

という話が出ている。(2) それに對して曾子は憤慨して云々、というのであるが、曾子でなくても怒ったであろう。よい加減なことを言うものではない、と。古代の中國の人々はいつの時代にも死者に對して眞面目に對應したと考える。死者に副える品物の型式や組合せは、時代と共に變化したのは當然であるが。問題はどういう品物が、どういう意圖をもって副葬されたかである。——死者への飲食の具の供え物か、(3) 死後の世界で死者が飲食を作って食う時の用意か、(4) 死者が長年使った遺愛の品であったから、なきがらに添えてやったのか、(5) 用がなくなったから墓中に廢棄したのか。(6) 死者に添える副葬品の目的はこの内の一つに限られなかったであろうし、時代による變遷もあったはずである。古典に書いてあることだけで解釋がつくはずはない。古典に記される禮というものは、記錄されていた時代に行われていた慣行とか、それよりも古い

時代に行われていた慣行の記憶とかの忠實な記錄ではなく、そういうものを材料に、儒家がその理念に從ってアレンジした編纂物だからである。[7] 近頃は同時代資料として考古學の發掘資料が次第に增え、それに照してみると儒家の立言も決して上出來とは言うことができない。[8]

考古學の資料も、死者に對する禮を考える材料としては制約も多く、量的にも豐富とは言えない。しかし生の形で出てくるだけ、禮の古典よりはましな所もある。筆者は考古學が專門であるから、その方面で近時知られるに至った關係資料を引き、若干の考察を行いたい。

二　廟の遺蹟

春秋から漢時代、廟の遺蹟と言われるものは幾つか知られている。殷では安陽殷墟の小屯、乙組建築土壇中の乙七基址、[9] 西周では岐山鳳雛甲組建築址、[10] 春秋中期では鳳翔馬家莊一號建築址、[11] 戰國前期では侯馬牛村古城祭祀建築址、[12] 閩越國（前二世紀始めの三分ノ一）のものとされる崇安漢城北崗一號基址、[13] 漢では漢長安城の南方に當る棗園、閻莊一帶の王莽九廟址等が擧げられる。[14] 建物の前方の庭に犧牲を埋めた狀況とか、建物の構え等からそう判斷されたもので、大體當っていよう。しかしこれらの建物址は改めてとり上げない。その使用された狀況が遺蹟そのものから察知されるわけでもなく、報告書をみてそうでしたか、というだけのものだからである。

興味深いのは、偃師二里頭の村落の南方五〇〇メートルばかりの所で發掘された二號建築址である（圖1）。[15] この建築址は土壇を塀で圍ったもので、東西五八メートル、南北七三メートルばかりの規模を持つ。北と東西は築き固めた土の塀、南は木と土で作った塀を用い、東西の塀の內側には塀にさしかけた廻廊があり、築き固めた床と柱穴が殘る。圖中の小圓は柱のあと、その外を圍む線は礎石である。西の塀は保存が惡いが、東の塀には小さな出入口が四つあり、北の出口の下には排水の土管が埋められ、最南の出口の下には板石で圍った排水路が作られている。この方は中庭の排水用である。東[16]

圖1　偃師二里頭2號建築址

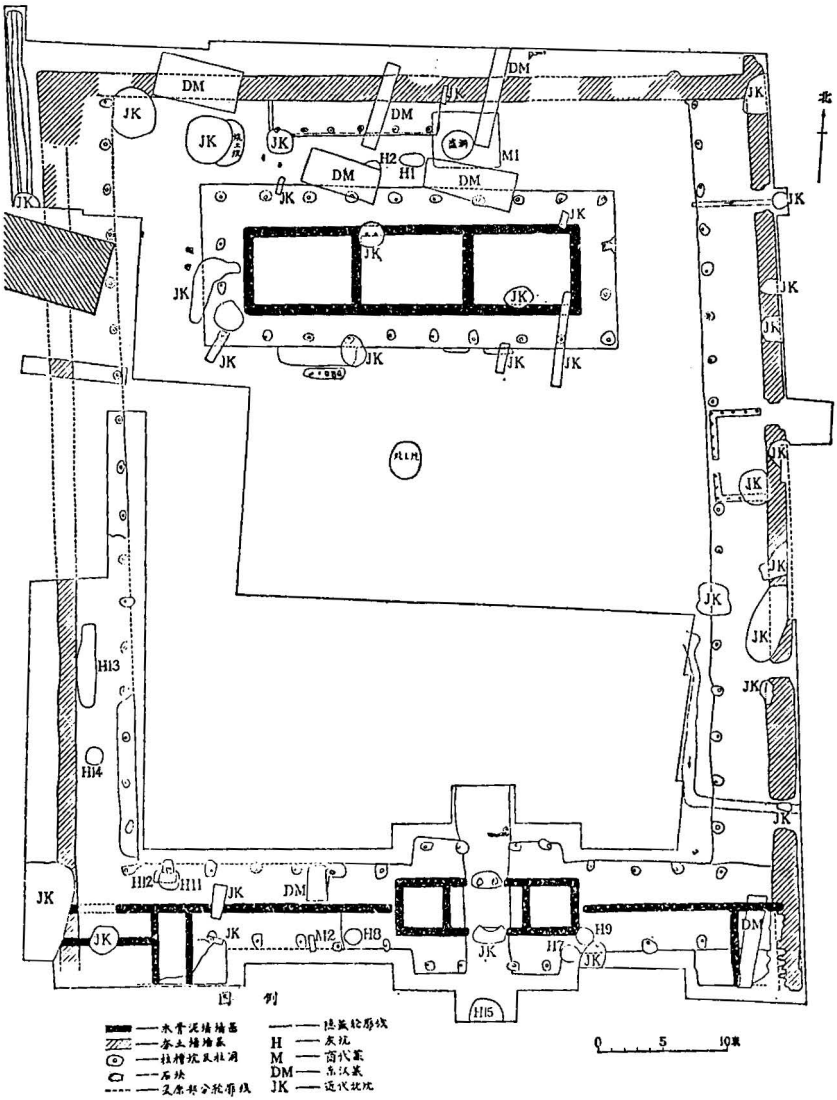

の塀の中程に壁でコ字形に圍った小部屋がある。北の塀の内側にも小規模なさしかけを設けた部分が設けられ、高さ二〇センチメートルの基壇と柱穴が殘る。地層からみてその南の建築と同時代のものである。この小基壇の東に大墓があるが、これについては後に記す。南の塀は先ず溝を掘り、溝の北壁に寄せて塀の芯にする柱を立てて土を埋めもどし、この柱を芯にして土塀を作っている。南壁の中央、やや東寄りに正門がある。門の建物も塀と同じ構造の壁を持ち、通り路の幅は二・九メートル、中庭側の出口に扉と關係があると考えられる板石が二枚ある。この通路の兩側は番人の詰所であろう。この南側の塀には内外にこれに屋根をさしかけた廊があったらしく、基礎の上に柱穴が殘る。

中庭の北寄り、東西の塀から等距離の位置に建物が作られる。東西約三二・五、南北約一二・五メートルの土壇を作り、その縁沿いに柱穴が並ぶ。その内側に、南側の塀と同方式の、木柱を芯にした壁をもった三つの部屋を作る。踏み固められた床がない所から、上は一皮削りとられてしまっていると思われ、部屋の出入口ははっきりしないが、柱穴の閒隔の廣くなった所がそれだろうと推定されている。この中央の部屋を圍む外壁の芯の柱の上には桁が置かれて、寄棟の屋根の垂木を支え、垂木の外端は土壇の縁に並んだ柱によって支えられ、部屋の外が廻廊になっていた、と推測されている。黄陂盤龍城の二里岡文化の宮殿がこれに近い型式の建物で、その想像復原圖が發表されている。(17) この建物の土壇の南に低い突出部が三個所あるのは、階段の跡と推定されている。西側の階段の南や土壇の西側に少し離れて石の板が殘るのは雨落ちに敷かれた石の殘りだろうという。

さて、この建物の北にある大型墓（圖1中M1とあるもの）であるが、穴の口は東西約五・二〜五・三メートル、南北約四・三メートル、少し歪んだ方形をなし、深さ六・一メートルある。中身は早い時代に掘りとられ、孔には少量の朱と漆の皮と貝製品の破片が出てきた他、完全に空であった。盜掘であれば、泥棒に用のないものが何かと殘っているものである。きれいに殆んど何もない所から見て、早い時期に改葬された可能性が考えられよう。ともあれ、興味深いのは、この墓が南の塀に設けられた、少し東に偏った位置にある正門を入って眞直に行った突き當りに作られ、塀で圍まれた中庭の

築き固められた土に掘り込まれ、中庭の踏み固められた土が墓の上も被っていることである。また北側の塀と同時代のさしかけの床の築き固めた壇の土の一部が、墓の上に少しかかっている、ということで、報告者はこの大墓はこの二號建築と同時代のものだと推定している。それで誤りあるまい。更に考えてみれば、この二號建築はこの大墓の附屬施設と言うべきであろう。

なぜ墓とそれに對應する正門が眞中でなく東に偏り、中庭北部の建物の方は眞中にあるのかは説明し難い。二號建築の西南方約一五〇メートルにある一號建築の場合も、正門と中庭の北寄りの主要建物の位置に歪みがある。[18] 説明は難かしいが、現象としては共通していると言えよう。

二號建築の中庭にあるこの大げさな建物は、奥の大墓の前で行う、死者に對する祭祀をするためのものであろうか。それはそのような用途も持ったに違いない。ずっと時代が降り、前漢の皇帝と皇后の杜陵が西安の東南にあり、その墳丘の外側の垣に接して設けられた附屬建物が發掘されている（**圖2**）。この時分になると歴史記録も殘り、西側の建物は同時代に寢殿、東のものは便殿と呼ばれたことがわかっている。どちらも皇帝が生前使っていた建物を象ったもので、前者は表向きの政治をとり行った建物、後者は私的な日常生活を送った建物に當る。後者には墓室に納めきれなかった皇帝の衣類や日用品が藏され、皇帝がそこで生活しているという立前で、毎日の飲食などが用意された。[19] これは皇帝の陵であるため桁違いに大規模であるが、民間の墓にもこの類の建物の例は少くない。[20]

前漢の帝陵には前記とは別に廟が附屬していた。今の杜陵ではその東北四〇〇メートルの所にある一邊七〇メートルばかりの方形の夯土の臺基（八號遺址）が廟の跡と考えられている。[21] 前漢の皇帝の廟は陵の近邊に、或いは陵と同じ場所に作られた記録がある。[22]

圖1の墓とそれをとり込んだ建物は、このような漢代に鮮明な形で姿を現わす墳墓と附屬建物のセットと同じ系列に屬するのではないか、というのが筆者の考えである。この**圖1**の二號建築そのものについて、更にまた注意すべきことがあ

圖2　西安市南郊杜陵

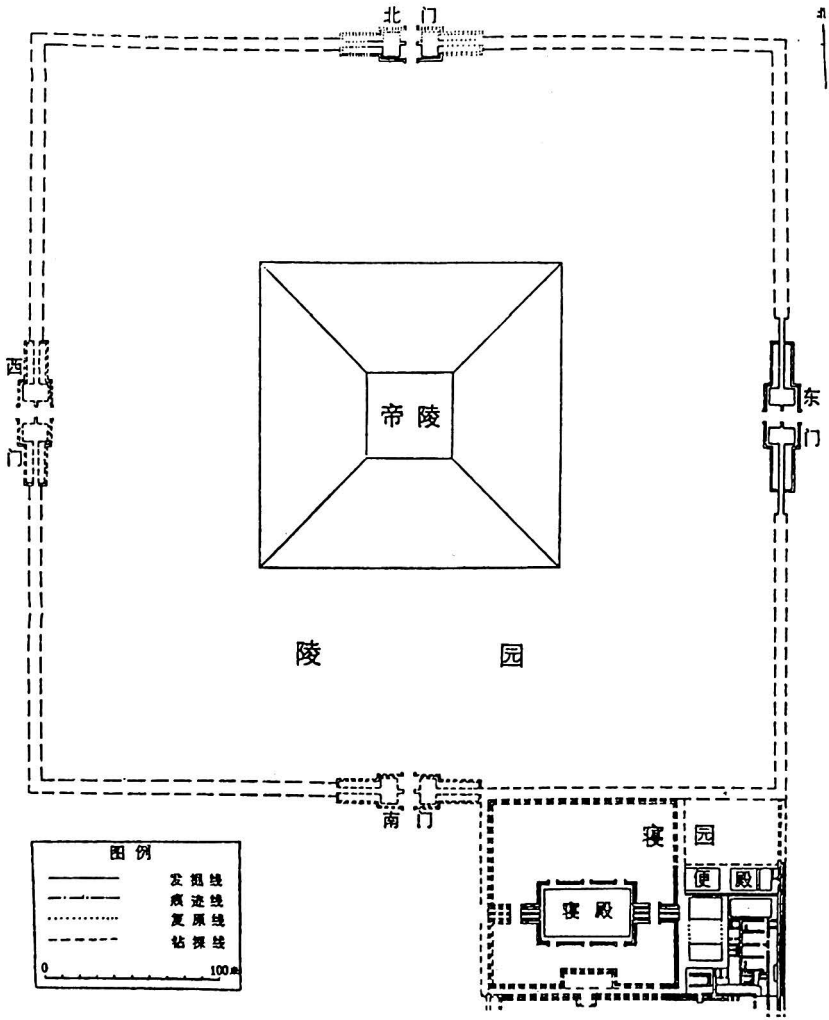

る。發掘の報告を讀むと、中庭の北側の建物の周圍は全體によく踏み固められ、その北側は特にそうで、踏み固められた土は厚さ四、五〇センチメートルに及び、一時のものでない。下の方から出る土器は二里頭三期、上の方から出るものは四期のおそい時期のものだという。その間何年かはわからないが、恐らく一世代以上の年代の經過はあるだろう。この中庭の北寄りにある建物の北というと、先に引いた墓のある所である。何の用があってそんな所に人閒がしきりと出入りしたか。それは墓に供え物をし、死者の世話をするために違いない。墓の口に接して小さな土壇があり、さしかけのための柱穴がある。その南の大きな建物を廟とすると、ここは漢の帝陵の寢・便殿に該當しよう。日日に、月月にここの施設に被葬者の食物等、生活必需品が供えられたはずである。廟での行事はそう度度はないとしてもここには毎日用がある。一番よく踏み固められて當然である。飲食物を供えれば壞し物も出よう。土器などがここから出土するのはそのためと考えられる。

墓に對する供え物のためには食物の仕度をする人員も必要であろうし、廟で行事が行われる場合は多くの人が參集したであろう。中庭の周圍のさしかけは、控え室として必要だったに違いない。大切な墓や供え物もあるとなれば宿直者も必要である。東側の塀の內側に設けられた小部屋は宿直者用ででもあろうか。この建物の中には他にも後から建增ししたりしたイレギュラーな部分が方々にある。東の塀の眞中邊、南の塀の外側兩端の邊などである。長い年月の閒使用されたことは確かと思われる。

今から二千年以上前の書物に

昔、賢明な君主は德のある者に爵位を與え、功績のある者に扶持を與えた。爵位や扶持を賜わる時は必ず始祖の廟で行った。勝手に專行するのでないことを示すのだ

とある。[23] 廟に祀られた祖先の目の前でやるのだから、というのである。今から三千年ばかり前のものであるが、當時の靑銅器に鑄込まれた銘文の形で、當時の周王朝の王が臣下の任命式を行った次第が記錄されている。唐蘭はその中で式の擧

行された場所に某宮とあるものが多く、例えばそこに康宮とあればそれは康王の廟を指す、と論證した。[24] 二里頭二號建築の中庭の建物の後に葬られたのがAという人なら、この建物はA宮ということになる。偃師の遺蹟の中心部にあることから、被葬者は大物で、王であった可能性も高い。A王の後嗣のB王は、自分の命令は獨斷專行でないことを示すため、A宮で任命式をやることが多かったと考えられよう。A宮を使うのはその息子に限られなかったはずである。式の度に大勢の人が集り、建物の周圍は參集者によってよく踏み固められたのである。

二里頭文化の時代には廟の後の墓に死者が入っている。墓の前の建物で命令を下す王は、ビデオカメラで後から監視されているようなものである。いい加減なことはできない。そういう自覺のもとに下される王の命令は、また一段と重味をもったものであったに違いない。

圖1の二號建築址は、筆者の考えでは後方に埋葬されたAが生前の延長で、そこで衣食を給せられ、生活を續ける場所であった。卽ちAの住む家、宮である。唐蘭の引いた文字資料で、後世の廟に當る建物が宮と呼ばれているのはこういうわけである。

墓があって、同じ場所に後世の便殿、寢殿に該當する建物があり、廟も附屬している、という構造は二里頭文化と漢代に限られない。**圖3**は殷後期の例である。二つ並んだ基壇の內、右側が有名な婦好墓の墓穴の眞上に建てられたもので、左側は小屯のF7基壇と名づけられたものである。一九七六年の發掘で、婦好墓の報告は一九八〇年に刊行されたが、同時期に發掘されたF7は一九八七年になって報告が出た。[25] このあたりのトレンチの配置は婦好墓の報告書の圖一に掲げられている。**圖3**はスケールを統一し、兩遺蹟の發掘圖のトレンチの線の左邊に記入されたT10とT20、T11とT21の文字の下の下の緣を左右揃えて貼り合わせたものである。F7について報告に「この建物基壇の東邊の突出部は婦好墓の上のF1と大體對應し、兩者の距離は約四メートル」だと記されるが、筆者の**圖3**は確かにそうなっている。これで正しいはずである。F7について報告にはつづけて「(F7の)主體部分(突出部を除いた部分)は(婦好墓上の)F1と五・八メ

圖 3　安陽小屯婦好墓と關係の建築址

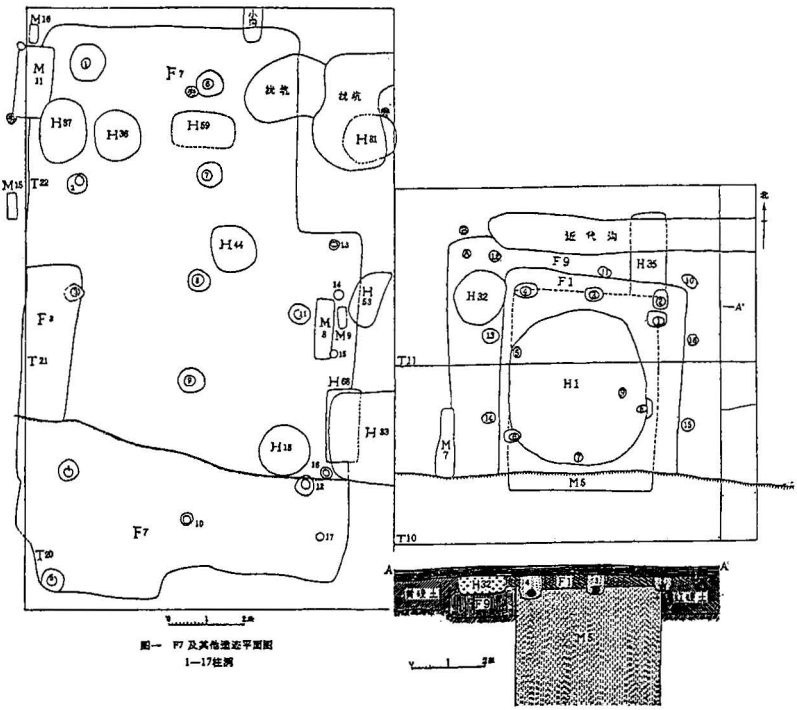

圖一　F7及其他遺迹平面圖
1—17柱洞

ートル距っている。兩つの建物基壇は東西方向で、入口の方向も一致している。F7は面積が大きく、竈とか床の火で燒けた面がなく、人の居住した建物ではない。大抵婦好墓上のF1と同様、祭祀に使う宗廟的な性質の建物だろう」と記す。そう考えてよいと思われる。(26)

婦好墓の報告に記されるように、(27)この墓の上の建物の基壇は丁度墓坑の直上に載っていて、同様な例は他にも殷墟にあることからみても、この建物がこの墓の祭祀に使われたものであることは間違いあるまい。(28)ここにも墓と密着した二つの建築物が知られたわけである。二里頭二號建築址で考えられるように、墓から少し離れた方は、その墓に葬られた被葬者の來臨を要する公式行事に使われ、墓に密接した方が被葬者の死後の飲食等個人的生活に係るものとすれば、この婦好墓の場合も同様、墓から數メートル離れた所に建てられたF7の方が公的行事用の廟ということになろう。墓上のF1の方は基

壇の一邊が五メートルばかりで、F7と比べて小さく、大勢の人が入るには手狭である。

右に引いたような墓に附隨した廟と推定できる建物址は、今の所他に知られない。[29] 立派な墓があったら、その近くに廟と思われる遺蹟が存在しないかどうか、氣をつけて調査するようになれば、あそこにもある、ここにもある、ということになると思うのであるが。それは將來に期待するとして、今はあるだけの資料によって考える他ない。

三　祖先祭祀用の器はどこで使われたか

右に見た所により、大きな墓に葬られるような身分の人は、墓に附屬した專用の建築物があって、そこで飲食等を供えられ、重要な行事は墓に附設された廟があって、被葬者の目前で、その立會のもとに行われたことを明かにした。これは建築物で行われる行事の話であるが、祭祀、饗宴の器物も當然そこで使われたに相違ない。これは祭祀用の青銅器に鑄込まれた銘文に明記されている通りである。例えば殷墟西區の未盜掘の一七一三號墓でみると、[30] 一七個發見された青銅器の内、簋に

辛卯の日、王は寢（氏族の名）[31] の魚（氏の名、自分）に貝（子安貝）を賜わった。それでもって丁（號）と呼ばれる（亡）父の彝（常の器）を作った。[32]

とある。同出の有蓋の爵には、器の注ぎ口と反對側の突出部に簋と同文の銘があり、蓋に「亞中魚」の銘がある。「魚」のような氏の名は周圍を亞字形の線で圍んで記すことがあった。同出の鬲鼎の銘に

壬申の日、王は亞中魚に貝を賜わった。もって癸（號）と呼ばれる（亡）兄の尊を作った。[33] ……

と記されるごとくである。同出の蓋のない普通の爵にはまた「亞中魚、父丁」の銘を入れるものがある。最初に引いたような銘文を入れるべき所を、作器者名と、その器を作って上げた父の名だけに略して記していることは明かである。殷周時代の青銅器銘文中には、作器者名と十干で呼ばれる父祖名だけに略記された例が夥しいことはよく知られる通りである。

先に引いた辛卯の日附の銘に「彝を作った」、というが、當時祭祀用の器は彝と呼ばれた。『説文』糸部に

彝は宗廟の常器なり、

と記されるように、宗廟で常々使用される器の意味である。銘文のある器から知られるように、特定の父祖のために作られたものが多數であった。そしてそういう特定の故人のために作られた器が常に使われる場所といえば、彼等の墓に附屬する建物以外にはありえない。

この時代の青銅器の銘文には、作った器について「⿰阝尊」とか「⿰阝尊彝」というものも多い。前者は前引の壬申の日附の銘にも使われている。後者は例えば泉屋博古館藏の角の銘に

庚申の日、王嚣にあり、王格る。宰椃从う。貝五朋を賜わる。もって父丁の⿰阝尊彝を作る、……

とある。[34]「⿰阝尊」と印刷した文字は、金文で阝と酉ないし酋の下に収を加えた字に書かれるが、この字は金祥恒氏が記すように、[35]『説文』丌部に

奠は置祭なり、酋に从う。酋は酒なり、丌はその下なり。[36]

という奠と讀むべきであり、この文字は楷書で尊、奠、鄭等と分れているが、もとは同じ字だという。酒や食物を供えて置くことである。例えば死者を殯し、堂の東に醴酒、杯、おつまみの類を供えるごときである。「父祖の誰々の⿰阝尊彝」というと、その人の墓上の祠堂に、「常時据えておく祭器」の意味である。

これらの器に前引のような銘が入れられているについては、實用的には次のようなことと考えられる。すなわち、常に使用されている場所から何かの機會に持ち出された場合、間違いなく本來置かれていた所にもどさなければならない。間違ったりして祖先を怒らせては大變である。また前引のような、王様からの賜わり物があるについては、當然何等かの功績があったからで、これは大變な名譽である。『孝經』を引くまでもなく、[37]彝器にこれを記して顯彰し、死亡した父祖にこれを使って飲食せしめることは、何よりの孝行と考えられたに違いない。

さて、右に引いたような青銅器は、その銘文によって魚氏が父親の丁のために作ったものと知られたが、それではそれらの器の出土した殷墟西區一七一三號墓は、その丁の墓であろうか。否である。この墓からは先に引いた壬申の日附の銘の入った鬲鼎が出土し、魚氏が王から子安貝を賜わり、死亡した兄の癸のために器を作ったことが記されている。この墓は銘文に出てくる父丁や兄癸のものでなく、作器者として出てくる魚氏のものでなくてはならない。

この墓の被葬者の魚氏は、父の丁や兄の癸の祭祀に使っていた器を、自分の墓に副葬してもらっていることになる。魚氏は死亡しても、それらの器はもと通りの場所で、その後人が使えばよいものを、何のために魚氏の死體と一緒にその墓に副葬したのか。それは生前と同様、死者が死後の世界で引續きそれを使って祭祀を行うために相違ない。婦好墓で知られるように、墓の上には祠堂があり、飲食は後人によってそこに供えられる。身分の高い被葬者は、自分用には飲食の具を必要としない。生時に使用していた祭祀用の器が、丸ごと全部墓中に移されたか、その中の一部であったかは知る由もないが、ともかく、この墓中に副葬された有銘青銅器で考える限り、その用途は右のようなものでなければならない。(38)

しかし同墓から出土する青銅器の銘文は多くの場合、作器者が單獨でない。婦好墓の場合など、有銘の青銅器が多數出土し、過半數に婦好とあるのであるが、司母辛、司母癸、亞弜等々と八種類のものが混っている。(39) これらは當然婦好の作らせたものではなく、贈られたか略奪したか、他人の作らせたものを入手して使用していたのである。安陽戚家莊東二六九號墓出土の青銅器は戈を含めて二五器に爰の銘が入れられ、この墓の主人が爰であることが知られる例であるが、他の銘三種を入れた器も混る。(40) このように同一人の銘文が多數を占める例は少數なのであるが、この現象については以前に注意した。すなわち、祭祀用の青銅器は少數から成るセットに順に器を足して充實させていったものであることを、有銘の器を資料に考察したのである。(41) それについて現在も考えは變っていない。その當時は彝器の使用された場所として墓上の祠堂とそのすぐ近くに建てられた廟については考えていなかったのであるが。

墓中に副葬された祭祠用の青銅器が、被葬者本人が生前に使っていた器だと考える上に大きな障碍となるのは、銘文に

「子や孫の代まで永く寶として使用するように」と書いてあることである。一九八一年、この問題について筆者はこう書いた。[42]

「子孫永く寶用せよ」の句は西周前期の後半頃より出てくる。例えば旟鼎[43]に使われる。こういう器は銘文中の言いつけに反して何故地中に埋められることになったのか、という疑問を起さしめる。最近ではそういう句を含んだ銘文をもつ器が、確かに墓中に副葬されている例が、各期について少なからず知られるに至っている。[44]とはいえ、墓中から發見される「子孫永く寶用せよ」といった句を含む銘文をもった器は大部分の場合、その墓の被葬者のものかどうかについての證據が缺如している。その器が本人以外の作器者から贈られた物であるとか、他家からの分取品であるとかであって、被葬者の作器でさえなければ、銘文中の子孫は永く寶用するように、という句に責任はないわけで、自分の身體と共に埋めてしまっても構わないはずである。しかしこれについては困った例がある。壽縣蔡侯墓出土の有銘の青銅器中、吳王光鑑二器以外はすべて蔡侯𩰫の作器の銘があり、[45]この墓の被葬者がこの蔡侯𩰫である點については異論の少い所であるが、この蔡侯作の尊と鑑はほぼ同文銘で、末尾に「永くこれは保用せよ」とあるにかかわらず、彼の墓に副葬されているのである。

またこの例ほどには疑問の餘地の少いものではないが、次の事例も同じ類と認められよう。一九五七年扶風法門寺公社の墓から出土した青銅器[46]は大部分西周後期の型式をもつが、[47]中に𢦏の作器として鼎三、簋二、甗一、觶一、尊一があり、他に有銘器では文乙爵一、𤇾盉一、白雝父盤一、無銘器では瓠壺一、爵一、觶一がある。𢦏の作器であることを示す銘のある器の比率からみて、この墓の被葬者は恐らく𢦏と見て閒違いはなかろう。ところが𢦏方鼎には「其れ子々孫々永く寶用せよ」の句があるのである。作器者がそう書いた器が本人の墓に入っていたことになる。そういう句はこの時分にどのようなニュアンスをもって受取られていたのであろうか。この問題の研究はまた將來にまちたい。

こう記したのであるが、それに對する解答は一九九三年刊の *Artibus Asiae* に記した。[48]見ておられない方も多いと思うので、次にその要旨を日本語で紹介しておきたい。

一九八一年、哀成叔の銘文のある鼎（圖4）を含む興味深い一群の青銅器が報告されている。[49] 洛陽の發見である。鼎は銘文から前四世紀の前半に年代づけられるが、この器の型式はこの年代と合致する。この鼎の銘文により、我々は死者が墓中において祭祀を引きつづき行った、と考えられていたことを知ることができる。以下の飜譯は主として張政烺の解釋に據ったものである。[50]

正月庚午の日、尊敬すべき人（後に出てくる哀成叔を指す）は言った、私は鄭の國に生れたが、若い時に父と母のもとを去った。私はこの黄色の金屬の食物用のなべを鑄造させた。我が主君は既に安らかにして專（？）なる狀態にあり、また……（意味不詳）でない。尊敬すべき人の謚は哀成叔である。哀成叔の鼎は永遠に心をこめた祭祀に使われるよ

圖4　哀成叔鼎

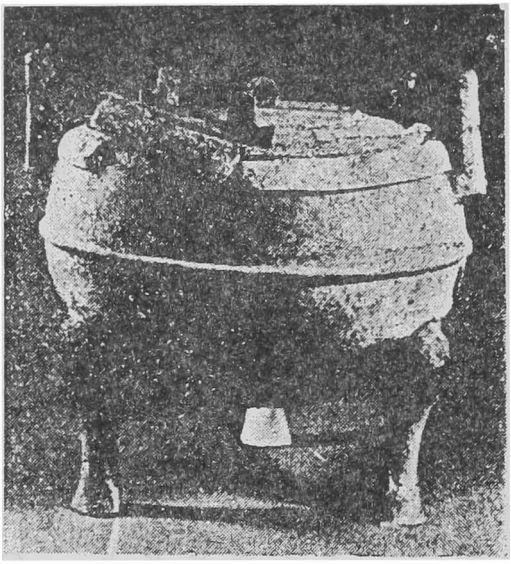

うに。哀成叔はこの地下の世界にいるけれども、（鄭の）康公[51]（前三九五～三七五）に（この祭祀によって）お仕えし、決して休んだり怠けたりしないであろう。[52]

哀成叔の名の入った有蓋のたかつきと楕圓形の鉢、それに無銘の杓が同じ墓から發見されている。[53]發掘報告によると、鼎の蓋のつまみの鳥の目には、鑄型の土がつまったままになっているという。報告者はこのことにより、この器を非實用品と認めている。鼎銘に言うように、哀成叔は長年異國に住んでいた。そして彼が洛陽で死んだ時、他の貴族とは違って、祭祀用の器を持っていなかったのであろう。そのため遺族は、彼を埋葬するに當り、特別に一揃いの祭祀用の器を作ってやり、死者に代ってその決意を書き入れてやったのである。この點でこの銘文は例外的なものである。言うまでもなく、この時代の殆んどすべての銘文は、某がそれを某という祖先の祭祀のために作った、と記している。それはこの銘も同様である。この銘文中に見える「永遠に祭祀のために使われるように」、「決して休んだり怠けたりしないであろう」といった句も、周代の銘文中に普通に使われるものである。この哀成叔鼎の銘文により、これらの言葉が生きている人閒によってばかりでなく、また墓中に葬られた死者によっても遵守されたものであることを知るに至った。自分の使用する祭祀用の器を作った人閒は、死後それらの器を自分の墓室に持ち込み、そこで彼のとり行う祭祀に引きつづき使用するもの、と考えられていたのである。

墓中に葬られた人閒は、自分の作った祭祀用の器を地下の世界で永遠に使用することになる。ところでここで想起しなければならないのは、殷周時代中國の人達は生時において血縁の一族が寄って生活していたことである。そしてこの社會は墓地にもそれが反映されている。ここで扱っている時代について例を引けば、殷墟西區が思い起されよう。安陽小屯の西一五〇〇メートルの邊で一九六九年から一九七七年にかけ、殷代の墓九三九基が發掘された。[54]墓は八つの區に分れ、區毎に時代にかかわらず方向、葬法、副葬土器の組合せに違いがあり、出土した青銅器の圖象記號の相違も指摘され、これらの區別が葬られた人達の族に對應すると考えられている。[55]西周中期頃のものでは長安張家坡の井叔墓群がある。西から

圖5　鳳翔秦公陵園

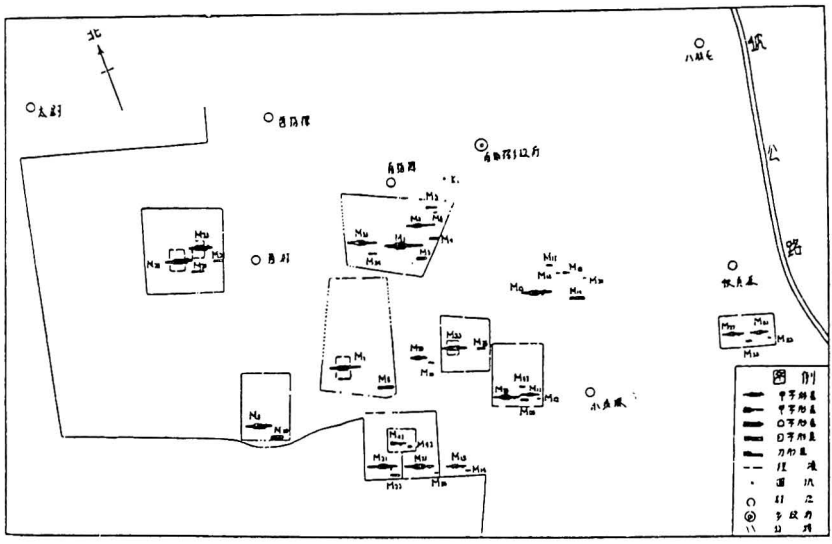

一五七、一五二、一六八、一七〇と並ぶ甲字形の墓で、出土青銅器の銘文から井氏の墓地と考えられている。(56) 西周中期～春秋前期では天馬、曲村遺蹟の北趙晉侯墓がある。東西約一五〇メートル、南北約一二〇メートルの區域に南北二列になって晉侯とその夫人八代の墓が並ぶ。(57) 春秋～戰國では鳳翔の南約五キロメートル、南指揮村の南方に位置する秦公陵園がある（圖5）。(58) 鳳翔の町の南約三キロメートル、鳳號路の西に秦雍城の西南角に當てられる南古城の遺蹟があり、(59) 陵園はその西南二キロメートルの地に當る。雍城は秦德公が元年（前六七七）に移り、獻公がその二年（前三八三）櫟陽に遷るまで使われている。何基かの墓を圍む中濠で圍まれた陵園一三をめぐって外濠があり、東西約四キロメートル、南北約二キロメートルの規模をもつ。(60) 雍城に都したのは一九公であるが、「中」字形の大墓は一八基であるという。(61) 數は合っている。ただし發掘されたのは最大の一號墓だけである。墓室は東西約六〇メートル、南北約三九メートル、深さ二四メートル、東西墓道を入れて全長三〇〇メートルと巨大である。(62) 出土した磬の銘文から景公（前五七七～五三七）のものというが、(63) 略報告も出ていない。

以上のように、好適な例は多くないし、地域や時代による習

俗の違いもあるとはいえ、殷周時代の貴族が現世においてそうしていたのと同様、死後においても鄰合った場所に埋葬され、族毎に固まって死後の生活を送ることが計られていたことは明かに察知されるであろう。祭祀用の器と共に葬られた人の子供や孫も、時の經過と共に同じ一族の墓地に入ってくることになる。新たに入ってきた子や孫は、自らの作った祭器を、彼等の父祖が古く地下の世界に持ち込んだ祭器と共に、引きつづき使用することになる。かくて、銘文中に唱えられている通り、子供や孫たちも永くこれを用いて祭祀を行うことになるのである。

死者が生前に使用した祭祀用の器を墓中に持ち込むことについてはもう少し記しておくことがある。『儀禮』の士の葬式のことを記した篇、既夕禮に墓に納める器のことを記し、

祭器なし

という。これに鄭玄は注をつけ、

士の禮は略す。大夫以上は鬼器と人器を兼用す(64)

という。士の禮は簡略だが、大夫以上の身分の者は鬼器、すなわち死者専用の、實用品でない明器と、生人の使用する實用の器を兼ね用いる、というのである。これについて『儀禮』の專門家である川原壽市氏は、祭器は生者が死者を祭る器である。死者は祭られるべき者で、祭る者ではない。故に身分にかかわらず死者には祭器は無用である、というのが『儀禮』の編者の考え方である、という。(65)

そういう考えのあったことはそれでよい。しかしここでは殷時代以來つづけて行われてきた、祭器の副葬は、同時代にどういう意圖をもって行われてきたのかを、發掘資料の方から考察しているのである。

『儀禮』が出てきたついでに、そこに記される墓の副葬品の記載も出土資料で檢討しておこう。出土遺物は、それがどういう目的でそこに置かれたものか、確かめにくいものが多いが、次に引く副葬品リストは、「何々のための器」と見出しをつけて記されている點貴重である。湖北省荊門市、包山二號墓の出土で、前四世紀の晩い時期のものである。(66)

槨は木材を重ねて作られ、約六・三メートル四方、中央に棺室があってその四方に槨室が區切られ、副葬品がつめ込まれる。[67] 副葬品のリストは竹の札に書かれ、區切り毎に分けて入れられている。東の區劃には「食室之金器（青銅器）」「飤室之飤」の見出しと共に青銅器や籠に入った肉、魚、野菜の保存食がリストアップされる。[68] 品目は非常に多いが、『儀禮』の既夕禮で棺と一緒に墓室に置かれる肉類を包んだ苞（ほうつと）、筲（いいおと）、飲物を入れた甕に對應するものと考えられる。

西室には衣、冠、化粧用具、床、枕等の日用品が入れられ、「相（箱）尾之器、所以行」の見出しの附いたリストが添えられている。被葬者の旅行用の器だというのである。『儀禮』の既夕禮では、棺に納まった死者が、墓場に赴く行列が、旅行とみなされている。當人が死亡した室の廣閒に設けられた假埋葬から、棺が掘り出され、廟に運ばれる。棺の中の死者は生前に旅行にゆく前にしていたのと同様、そこで祖先に別れを告げる。次いで旅行の出發の儀式「祖」が生前と同様に行われる。包山の副葬品のリストの見出しは、『儀禮』の觀念とよく合致している。

南室には青銅器、木器が納められ、「大兆之金器」「木器」の見出しのもとに、青銅器、漆木器が列記される。この「大兆」について孝釋679にこの兆を『說文』の朓と讀み、祭なりとあるのを引き、また『廣雅』釋天を引いて「祧は先祖を祭るなり」の祧と讀む。この『廣雅』の讀み方は誤っている。ここは「廟、祧、壇、場、鬼は祖先を祭る（所だ）」とあるのである。包山の報告書の別の所に胡雅麗という人のこの遺策の研究が載せられ、[69] この人は「大兆」の兆を『說文』の朓に讀みかえる。段注のテキストには

朓は畔なり、四畔をつくり、その中に畍祭す……[70]

という。祭祀の場として四方に低い土盛りの境界を作ることである。この胡氏は墓地の兆域を引き、兆は引伸して葬の意味があると解く、「大兆」は墓地に向う前に行われる盛んな奠（祭祀の具の陳列）の意味に解している。これも少々見當違いである。兆は境界のための一寸した土盛りで、兆域の語があることからすぐ思いつかれるように「大兆の器」といえば「この被葬者の葬られた大いなる兆域に屬する器」、以外には考えられまい。大いなる兆域に屬する器といえば、即ちそ

この主人の被葬者に屬する青銅器・木器類という意味である。その項目のもとに墓の主人は生前の祭器を副葬してもらっていることになる。略式な士の場合より上級の葬式には祭器がある、という先の鄭玄の注には、長年の習慣についての知識が働いていたというべきである。

以上でこの論文は終らせていただきたい。當初は殷時代の中・小墓について論じたいと考えていたのであるが、材料をそろえてみると、あまり『東洋史研究』向きでないことが知られるに至った。そこで少し方向を轉換した。そのテーマについてはまた記す機會もあろう。

註

(1) 禮、所以事神致福也。

(2) 市原等　一九六二、二〇九頁。

(3) 殷後期の墓に發見される牛等の肢（の骨）。馬等　一九五五、三一頁。

(4) 殷周の墓に副葬された青銅器の中に穀類の調理に使う甗がある。

(5) 墓に副葬された書籍、例えば湖南省博物館等　一九七四、四二～三頁。

(6) 殷後期の墓の中に壊して放り込まれた土器の出土する例がある。例えば安陽市文物工作隊　一九九一、三二八頁。

(7) 五等爵制と金文や『春秋』の記錄との關係について吉本一九九四の記す所は、儒家の創作について考える上に興味深い。

(8) 周代の墓に副葬される鼎の數について兪偉超、高明兩氏の論文がある（兪等　一九七八～一九七九）。『周禮』、『儀禮』等により、周代の鼎、簋の使用について、諸侯は九鼎、卿は七鼎、大夫は五鼎、士は三鼎等と數が決っていたことになっていたことを知り（上）、次いで發掘例をそれに對比し、西周の前、中期にはその範圍内の數に納まるが、時代が降るとその數の制限の超過の度が進行する（中・下）というのである。身分によって使用する容器の數を定める禮の規定は極めて抽象的で、實用に耐えない。例えば使用する犧牲の數を言うならわかる。牛でも羊でも、大きさは夫々大體決っているからである。禮に使う容器は紋様や附加的裝飾の繁簡に大きな違いがあり、それに應じた使用者の格の違いが想定され（林　一九八六、一九～二四頁）、大小については勿論であ

る。大型の方鼎の發見されるのは安陽后家莊の王陵區の大墓とか王の緣者の墓（婦好墓）であり、圓い鼎でも數十センチメートルの高さの大型品の出土は同じ婦好墓のような墓である。西周厲王の作ったことが銘文に記される㝬簋は通高五九センチメートル、口徑四三センチメートルの堂々たる大きさを持つ（羅　一九七九）。春秋戰國時代の侯國の青銅器の壯大さについては蔡侯墓、中山王國、曾侯乙等、我々も展覽會の會場で見知っている。器物の格を數の多寡をもって云々した昔の儒者は、こういう器物も見たことのない田舍者だったとしか考えられない。述べて作らず、何千年もの間、それを祖述してきた經學者も固陋であるが、考古學の發達して來た現代、それをおかしいとも思わない人が引續き存在することは全く理解に困しむ。劉彬徽「楚𤞷略考」は一九九一年の刊行であるが、發掘例の儒家の規定と數の合わないものについて、相變らず「禮崩樂壞」をもって解している（劉　一九九一）。

(9) 陳　一九八七、七一～七五頁、中國社會科學院考古研究所一九九四、五八～六四頁。
(10) 陝西周原考古隊　一九七九。先周～西周後期。
(11) 陝西雍城考古隊　一九八五。
(12) 山西省考古研究所侯馬工作站　一九八八。
(13) 楊　一九九三。
(14) 考古研究所漢城發掘隊　一九六〇、圖一、中國社會科學院考古研究所　一九八四、三九六～三九七頁。
(15) 中國社會科學院考古研究所　一九九五、見返しの地圖參照。
(16) 中國社會科學院考古研究所二里頭隊　一九八三。
(17) 楊　一九七六、圖一二、一三。
(18) 中國科學院考古研究所二里頭工作隊　一九七四、圖一。
(19) 中國社會科學院考古研究所　一九九三、一〇四～一〇五頁。
(20) 佐原　一九九一、三～九頁。墳丘も含めた附屬建物としては洛陽市東郊白馬寺鎭に發掘例がある（中國社會科學院考古研究所洛陽漢魏城隊　一九九三）。
(21) 中國社會科學院考古研究所　一九九三、七五頁、一〇六頁、圖二。
(22) 同、一〇五～一〇六頁。
(23) 『禮記』祭統「古者明君、爵有德而祿有功、必賜爵祿於大廟、示不敢專也」。
(24) 唐　一九六二。
(25) 中國社會科學院考古研究所安陽工作隊　一九八七、二九六～二九八頁。
(26) F7の用途についてのこの解釋は中國社會科學院考古研究所　一九九四、第五章七一～七二頁のF7の記事には記されない。この章は陳志達氏の執筆、『考古』の前引報告は鄭振香氏の執筆である。
(27) 中國社會科學院考古研究所　一九八〇、六頁。
(28) 墓口と上の建物の基壇が合致しているのは偶然だという說もあるが（楊　一九九二）、少數意見である。
(29) F1、F7と同じ小屯西北地の墓の多い地區にF29があ

る。東西約二一・五メートル、南北八・四メートルで、南に祭祀坑があって宗教行事に使われたらしいが、墓との關係は知られない（中國社會科學院考古研究所　一九九四、七四～七五頁）。

(30) 中國社會科學院考古研究所安陽工作隊　一九八六、七〇五～七〇六頁。

(31) 姚等　一九八九、七五七頁に「己卯卜大貞婦寢娩嘉」がある。

(32) 辛卯王易寢魚貝、用作父丁彝。

(33) 壬申王易亞中魚貝、用作兄癸蹲……。

(34) 赤塚　一九五二、六六五～六六七頁。

(35) 金　一九六六。

(36) 奠、置祭也、从酋、酋、酒也、丌、其下也」（殷注のテキスト）。

(37) 立身行道、揚名於後世、以顯父母、孝之終也。

(38) 從って、婦好墓から出土した青銅器の銘文中、「司母辛」とあるのは婦好の廟號だとするような意見（安陽殷墟五號墓座談紀要、三四二頁）には贊成できない。この墓から出土した青銅器で銘文に「婦好」というものが六十餘件と最も多い所から、この墓の被葬者が婦好であるとすると（同、三四一頁）、婦好が生前に使用した青銅器の中にその廟號を記したものが混っていることはありえないことだからである。

(39) 中國社會科學院考古研究所　一九八〇、三三頁。

(40) 安陽市文物工作隊　一九九一、三三一頁。

(41) 林　一九八一、五四～六〇頁。

(42) 同、六〇～六一頁。

(43) 史　一九七二、圖版五、3。

(44) 西周中期　陝西省文物管理委員會　一九五七、圖二、1。
西周後期　中國科學院考古研究所灃西考古隊　一九六五、圖二、2、圖三。
春秋前期　鄭　一九七三、圖二。
春秋後期　江蘇省文物管理委員會等　一九六五、圖八～一一。

(45) 安徽省文物管理委員會等　一九五六、一七頁。

(46) 羅等　一九七六、五一～五四頁。

(47) 𠭯盉、瓠壺は西周中期。

(48) Hayashi 1993°

(49) 洛陽博物館　一九八一。

(50) 張　一九八一。

(51) 林　一九八九、三〇頁。

(52) 正月庚午嘉曰、余鄭邦之產、少去母父、作鑄飤器黃鏤、君既安專、亦弗其𢦏𢦏、嘉是惟哀成叔、哀成叔之鼎、永用𥂴祀、死（尸）于下土、以事康公、勿或能（罷）𠂤（怠）。

(53) 洛陽博物館　一九八一、九五～九六頁。

(54) 中國社會科學院考古研究所安陽工作隊　一九七九。

(55) 同、一一三～一一七頁。

(56) 中國社會科學院考古研究所灃西發掘隊　一九八六、同隊一九九〇。

(57) 北京大學考古系等　一九九五、圖一、三六～三七頁。

(58) 陝西省雍城考古隊、韓偉　一九八三、陝西省雍城考古隊

一九八七。

(59) 陝西省考古所鳳翔發掘隊　一九六二、陝西省雍城考古隊　一九八五、七頁。

(60) 陝西省雍城考古隊　一九八五、圖一による。

(61) 陝西省雍城考古隊　一九八七、六五頁。

(62) 韓偉　一九八一、八三頁。

(63) 陝西省考古研究所　一九九〇、三〇一頁。

(64) 士禮略也、大夫以上兼用鬼器人器也。

(65) 川原　一九七五、二六七～二六八頁、注(129)に次のように記される。

注によれば士は禮略するが故に然るのであって、大夫以上ではこれを用いるという。

檀弓上篇にいう

仲憲、曾子ニ言ヒテ曰ハク「夏后氏ハ明器ヲ用フ、〔コレ〕民ニ〔死者ノ〕知ルコトナキヲ示スナリ。殷人ハ祭器ヲ用フ。民ニ〔死者ノ〕知ルコトアルヲ示スナリ。周人ハ〔明器ト祭器ト〕之ヲ兼用ス。民ニ〔死者ノ知ルコトアリヤ無キヤ、明カナラズ、〕疑アルヲ示スナリ」ト。曾子曰ハク「其レ然ラザランヤ、其レ然ラザランヤ。其レ明器ハ鬼器ナリ。祭器ハ人器ナリ。其レ古ノ人、胡爲（なんす）レゾ其ノ親ヲ死シタリトセンヤ」ト。

死者を死者となすに忍びない、これを生者と同じように取扱おうとするから祭器を供するというのが曾子の考え方である。明器は死者その人の用いるための器である。祭器は死者を祭るための器である。兩者截然たる區別のあることはいうまでもない。ただ死後、人間はどうなるのか、死後の世界をどのように見るかによって、明器だけを供するか、明器とあわせて祭器を供するかの二途が生じてくる。古代人の信仰では死ということは人間の消滅を意味しなかった。死者には死者の生活がある。それが生きている人間のそれと殆んど變らないであろうと信ずるとき、明器を供することになる。而して生者が死者を祭るように、死者がまた死者で、その生前に祖を祭ったように、死後もその祖につかえるものであろうと信ずるとき、祭器を供することになる。しかし死者はすべて神格化され、神として生（なま）な人間とは同一視されがたい。神そのものにも尊いもの卑いもの、尊卑上下の系列があるとしても、一様に祭られる對象であって祭る主體ではない。生と死との差は、祭る主體か祭られる對象であるかの差であって、死者はすでに自ら祭ることはありえないと考えるとき、祭器を供するということは、全くナンセンスなことになる。儀禮は「祭器ナシ」という。これは祭器を供する禮俗に對する否定である。儀禮の編者の考え方では、鬼神は人から祭られるもので、鬼神自らは祭るものではない。それは生者が祭るべきものであっても、祭られるものでないのと、うらはらをなすもので、生と死との限界をはっきり執らえている。したがって死者の器である明器と、生者の器である祭器とを峻別して混同すべきでないとする。死者には祭器は無用

である。それは大夫以上とて同じである。

(66) 湖北省荊沙鐵路考古隊　一九九一、上、三三〇～三三三頁。

(67) 同、六一～六二頁。

(68) 同、二七五～二七六頁。

(69) 湖北省荊沙鐵路考古隊　一九九一、上、五〇八～五二〇頁。

(70) 䟽、畔也、爲四畔、盱祭其中……。

圖出所目錄

圖1　中國社會科學院考古研究所二里頭隊　一九八三、圖二。

圖2　中國社會科學院考古研究所　一九九三、圖三。

圖3　中國社會科學院考古研究所　一九八〇、圖二、中國社會科學院考古研究所安陽工作隊　一九八七、圖一を合併。

圖4　洛陽博物館　一九八一、圖五、中國社會科學院考古研究所一九八五、二七八二。

圖5　陝西省雍城考古隊　一九八七、圖一。

引用文獻目錄

赤塚　忠　一九五二「殷金文考釋」（『中國古代の宗教と文化』六六五～六六七頁）。

安徽省文物管理委員會、安徽省博物館　一九五六『壽縣蔡侯墓出土遺物』北京。

「安陽殷墟五號墓座談紀要」『考古』一九七七、五、三四一～三五〇頁。

安陽市文物工作隊　一九九一「殷墟戚家莊東二六九號墓」『考古學報』一九九一、三、三二五～三五二頁。

市原亨吉、今井清、鈴木隆一譯　一九六二、『禮記』上（『全釋漢文大系』12）。

川原壽市　一九七五『儀禮釋攷』第十册、京都。

韓　偉　一九八一「略論陝西春秋戰國秦墓」『考古與文物』一九八一、一、八三～九三頁。

金祥恆　一九六六「釋𨸏、𨸏……」『中國文字』二三。

湖南省博物館、中國科學院考古研究所　一九七四「長沙馬王堆二、三號漢墓發掘簡報」『文物』一九七四、七、二九～四八、六三頁。

湖北省荊沙鐵路考古隊　一九九一『包山楚墓』北京。

江蘇省文物管理委員會、南京博物院　一九六五「江蘇六合程橋東周墓」『考古』一九六五、三、一〇五～一一五頁。

考古研究所漢城發掘隊　一九六〇「漢長安城南郊禮制建築遺址群發掘簡報」『考古』一九六〇、七、三六～三九頁。

佐原康夫　一九九一「漢代祠堂畫像考」『東方學報』八三、一～六〇頁。

山西省考古研究所侯馬工作站　一九八八「山西侯馬牛村古城晉國祭祀建築遺址」『考古』一九八八、一〇、八九四～九〇九頁。

史　言　一九七二「眉縣楊家村大鼎」『文物』一九七二、七、三～四頁。

陝西周原考古隊　一九七九「陝西岐山鳳雛村西周建築基址發掘簡報」『文物』一九七九、一〇、二七～三七頁。

陝西省考古研究所　一九九〇「十年來陝西省文物考古的新發現」

『文物考古工作十年、一九七九～一九八九』北京。
陝西省考古所鳳翔發掘隊　一九六二「陝西鳳翔南古城村遺址試掘記」『考古』一九六二、九、四九三～四九五、四九八頁。
陝西省文物管理委員會　一九五七「長安普渡村西周墓的發掘」『考古學報』一九五七、一、七五～八五頁。
陝西省雍城考古隊　一九八五「秦都雍城鑽探試掘簡報」『考古與文物』一九八五、二、七～二〇頁。
陝西省雍城考古隊、韓偉　一九八三「鳳翔秦公陵園鑽探與試掘簡報」『文物』一九八三、七、三〇～三七頁。
陝西省雍城考古隊　一九八五「鳳翔馬家莊一號建築群遺址發掘簡報」『文物』一九八五、二、一～二九頁。
陝西省雍城考古隊　一九八七「鳳翔秦公陵園第二次鑽探簡報」『文物』一九八七、五、五五～六五頁。
中國社會科學院考古研究所　一九八〇『殷虛婦好墓』北京。
中國社會科學院考古研究所　一九八四『新中國的考古發現和研究』北京。
中國社會科學院考古研究所　一九八五『殷周金文集成』五、北京。
中國社會科學院考古研究所　一九九三『漢杜陵陵園遺址』北京。
中國社會科學院考古研究所　一九九四『殷墟的發見與研究』北京。
中國社會科學院考古研究所　一九九五『二里頭陶器集粹』北京。
中國社會科學院考古研究所安陽工作隊　一九七九「一九六九―一九七七年殷墟西區墓葬發掘報告」『考古學報』一九七九、一、二七～一四六頁。
中國社會科學院考古研究所安陽工作隊　一九八六「安陽殷墟西區一七一三號墓的發掘」『考古』一九八六、八、七〇三～七一二、七二五頁。
中國社會科學院考古研究所安陽工作隊　一九八七「一九七六年安陽小屯西北地發掘簡報」『考古』一九八七、四、二九五～三〇二、三七四頁。
中國科學院考古研究所二里頭工作隊　一九七四「河南偃師二里頭早商宮殿遺址發掘簡報」『考古』一九七四、四、二三四～二四八頁。
中國社會科學院考古研究所二里頭隊　一九八三「河南偃師二里頭二號宮殿遺址」『考古』一九八三、三、二〇六～二一六頁。
中國科學院考古研究所灃西考古隊　一九六五「陝西長安張家坡西周墓清理簡報」『考古』一九六五、九、四四七～四五〇頁。
中國社會科學院考古研究所灃西發掘隊　一九八六「長安張家坡西周井叔墓發掘簡報」『考古』一九八六、一、二二～二七、一一頁。
中國社會科學院考古研究所灃西發掘隊　一九九〇「長安張家坡M一七〇號井叔墓發掘簡報」『考古』一九九〇、六、五〇四～五一〇頁。
中國社會科學院考古研究所洛陽漢魏城隊　一九九三「漢魏洛陽城西東漢墓園遺址」『考古學報』一九九三、三、三五一～三八〇頁。
張政烺　一九八一「哀成叔鼎釋文」『古文字研究』五、二七～

三三頁。
陳志達　一九八七「安陽小屯殷代宮殿宗廟遺址探討」『文物資料叢刊』一〇、六八～七九頁。
鄭傑祥　一九七三「河南新野發現的曾國銅器」『文物』一九七三、五、一四～二〇頁。
唐蘭　一九六二「西周銅器斷代中的〝康宮〟問題」『考古學報』一九六二、一、一五～四八頁。
馬得志、周永珍、張雲鵬　一九五五「一九五三年安陽大司空村發掘報告」『考古學報』九、二五～九〇頁。
林巳奈夫　一九八一「殷、西周時代禮器の類別と用法」『東方學報』五三、一～一〇八頁。
林巳奈夫　一九八六『殷周時代青銅器紋様の研究—殷周青銅器綜覽二—』東京。
林巳奈夫　一九八九『春秋戰國時代青銅器の研究—殷周青銅器綜覽三—』東京。
北京大學考古系、山西省考古研究所　一九九五「天馬—曲村遺址北趙晉侯墓地第五次發掘」『文物』一九九五、七、四～三八頁。
兪偉超、高明　一九七八～一九七九「周代用鼎制度研究」上、中、下、『北京大學學報』、哲學社會科學版、一九七八、一、八四～九八頁、一九七八、二、八四～九七頁、一九七九、一、八三～九六頁。
姚孝遂、肖丁　一九八九『殷墟甲骨刻辭類纂』北京。
楊琮　一九九三「崇安漢城北崗遺址性質和定名研究」『考古』一九九三、一二、一一二〇～一一三〇頁。
楊鴻勛　一九七六「從盤龍城商代宮殿遺址談中國宮廷建築發展的幾個問題」『文物』一九七六、二、一六～二五頁。
楊寶成　一九九二「殷墓享堂疑析」『江漢考古』一九九二、二、一六～二三頁。
吉本道雅　一九九四、「春秋五等爵考」『東方學』八七、五～二七頁。
羅西章　一九七九「陝西扶風發現西周厲王㝬簋」『文物』一九七九、四、八九～九一頁。
羅西章、吳鎮烽、雒忠如　一九七六「陝西扶風出土西周伯𢦏諸器」『文物』一九七六、六、五一～六〇頁。
洛陽博物館　一九八一、「洛陽哀成叔墓清理簡報」『文物』一九八一、七、六五～六七頁。
劉彬徽　一九九一「楚𤞷略考」『楚文化研究論集』第二集、八一～九二頁。
Minao Hayashi 1993: Concerning the Inscription "May Sons and Grandsons Eternally use this (Vessel)" *Artibus Asiae* vol. 53, 1/2, pp. 51—58.

FEAST OF ANCESTORS IN YIN-ZHOU 殷周 PERIOD

HAYASHI Minao

From Yin to Han, not a few ruins of ancestral temple were excavated. However, there is none which show archaeological evidence to make one imagine the way of use of these buildings. Yanshi Erlitou 偃師 二里頭 building no. 2 of Erlitou III stage is exceptional in this point. On a basement of pounded earth surrounded by earthen wall, a big tomb was dug. In front of it, a building was found. The ground of court, especially around the tomb and the building was trodden hard, showing long use. This is the palace of the man buried in the tomb. Food and clothing must be offered here as in Han time. And important event took place here for generations. This kind of building is also known at tomb of Fu Hao 婦好墓 of late Yin period at Anyang 安陽. In Western Zhou bronze inscription, we find many name of so-and-so's palace, where political event took place. These palaces were proved by Tang Lan 唐蘭 to be the *miao* (Ancestral temple). In Yin and Zhou bronze inscription we read "I made this so-and-so's vessel of daily use". These vessels made by son were used for filial duty. He offered to his own father food and drink, and vessels were placed in the building close to his father's tomb. After death, these bronze vessels were buried in his tomb. For what purpose? To let him continue his filial duty in his tomb.

FROM "ZHI 治" TO "LI 理": A CHANGE IN THE KEY TERM OF POLITICAL THINKING IN THE TANG-SONG 唐宋 PERIOD

KINOSHITA Tetsuya

It can be contended that one's political thinking is based on one's fundamental understanding of the function of the state in regard to its society and people. The function of the state can generally be divided